

京都市消防局市民生活の安全に関する規程

平成 10 年 3 月 31 日

京都市消防局訓令乙第 3 号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局市民生活の安全に関する規程を次のように定める。

京都市消防局市民生活の安全に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 一般世帯における市民生活の安全確保
 - 第 1 節 一般世帯の居住者に対する安全指導（第 9 条～第 14 条）
 - 第 2 節 在宅避難困難者の防火安全対策（第 15 条～第 21 条）
- 第 3 章 地域における市民生活の安全確保
 - 第 1 節 自主防災組織（第 22 条～第 25 条）
 - 第 2 節 地域の災害協力（第 26 条・第 27 条）
 - 第 3 節 地域ぐるみの防火及び防災対策（第 28 条）
- 第 4 章 防火防災教育訓練
 - 第 1 節 防火防災教育訓練の推進（第 29 条～第 34 条）
 - 第 2 節 防火防災教育訓練の施設及び器材（第 35 条・第 36 条）
 - 第 3 節 安全管理（第 37 条）
- 第 5 章 雑則（第 38 条・第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、防火及び防災に係る市民生活の安全に関し必要な事項を定め、市民一人一人の防火及び防災に関する意識及び行動力を高めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害対策基本法第 2 条の 2 に規定する防災組織をいう。
- (2) 自主防災会 おおむね学区を単位として設置された自主防災組織をいう。
- (3) 自主防災部 町内会、自治会等を基礎として構成された、自主防災会のブロック組織を

いう。

- (4) 関係機関 区役所，行財政局その他の行政機関及び電気事業者，ガス事業者その他の機関をいう。
- (5) 防火防災教育訓練 市民，自主防災組織，事業所，市民団体等に対し，消防職員（以下「職員」という。）が実施する防火及び防災に関する教育，研修及び訓練をいう。
- (6) 住宅等 一般住宅並びに共同住宅の住戸及び個人の住居の用に供されている部分をいう。
- (7) 在宅避難困難者 京都市避難行動要支援者名簿に掲載されている者及び消防局長（以下「局長」という。）が別に定める者をいう。
- (8) 訪問防火指導 在宅避難困難者が居住していない世帯（以下「一般世帯」という。）を訪問し，防火及び防災に関する啓発及び指導を行うことをいう。
- (9) 防火安全指導 在宅避難困難者が居住する世帯（以下「在宅避難困難者世帯」という。）を訪問し，防火及び防災に関する啓発並びに出火及び人命の危険に係る事項の点検等を行うとともに，その結果に基づき指導又は助言を行うことをいう。
- (10) 防災指導責任者 自主防災会を育成し，及び指導し，並びに当該自主防災会の区域内の防災力の向上について総合的な観点から調整を図り，防火防災教育訓練を行う職員をいう。
- (11) 防災指導員 自主防災部を育成し，及び指導し，並びに訪問防火指導を実施し，並びに当該自主防災部の区域内の団体及び事業所に対し防火防災教育訓練を行う職員をいう。
- (12) 住宅防火推進員 訪問防火指導及び防火安全指導を実施し，並びに防災指導責任者及び防災指導員と連携して住宅用防災機器等（住宅等における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する機器等又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）の設置，維持管理及び普及に係る支援を行う職員をいう。

（安全の確保の基本）

第3条 防火及び防災に係る市民生活の安全の確保は，市民自らが住宅等及び地域の中で安全な日常生活を営むことができるように，必要な情報を提供し，防火防災教育訓練を推進し，及び自主防災組織の活動を支援し，もって個々の住宅等の安全の確保及び災害に強い地域コミュニティ（自主防災組織，事業所，市民団体等による隣保共同の精神に基づく共同体をいう。以下同じ。）の育成を図ることを基本とする。

（局長及び署長等の責務）

第4条 局長は，防火及び防災に係る市民生活の安全の確保に関する業務（以下「安全指導業務」という。）の執行体制を確立するとともに，安全指導業務全般を統轄するものとする。

2 消防署長（消防分署長を含む。以下「署長等」という。）は，管轄区域内（消防分署の担当区域を含む。以下「管内」という。）の地域コミュニティの実態の把握に努め，関係機関，自主防災組織，事業所，市民団体等と連携し，安全指導業務を効果的に推進するものとする。

（職員の責務）

第5条 安全指導業務に従事する職員は，当該安全指導業務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

(防災指導責任者)

第6条 署長等は、自主防災会及び当該自主防災会の区域ごとに防災指導責任者をあらかじめ指名しなければならない。

(防災指導員)

第7条 署長等は、自主防災部及び当該自主防災部の区域ごとに防災指導員をあらかじめ指名しなければならない。

(住宅防火推進員)

第8条 署長等は、住宅防火推進員をあらかじめ指名しなければならない。

第2章 一般世帯における市民生活の安全確保

第1節 一般世帯の居住者に対する安全指導

(安全対策の樹立)

第9条 局長は、住宅火災その他の災害から人命の安全を確保するための対策を樹立するものとする。この場合において、局長は、学識経験者等の意見の収集に努めるとともに、関係機関と連携を図るものとする。

(訪問防火指導の実施)

第10条 署長等は、一般世帯の居住者に対し、訪問防火指導を計画的に実施しなければならない。この場合において、署長等は、住宅等の環境等に配慮するとともに、防火及び防災に必要な情報を提供しなければならない。

(指定区域の訪問防火指導)

第11条 署長等は、管内の状況から必要と認めるときは、特に区域を指定し、重点指導項目を定めて、訪問防火指導を実施するものとする。

(訪問防火指導の結果処理)

第12条 署長等は、訪問防火指導を実施したときは、その結果を別に定めるところにより処理し、定期的に局長に報告しなければならない。

(住宅用防災機器等に関する普及啓発等)

第13条 局長及び署長等(以下「局長等」という。)は、住宅用防災機器等に関する情報を収集し、これを市民に提供するものとする。

2 署長等は、市民に対し、住宅用防災機器等の設置及び維持管理について指導するとともに、必要な支援を行うものとする。

(防火安全情報)

第14条 局長等は、住宅等で使用する生活用品の不適正な使用又は欠陥による火災その他の事故に関する情報を収集し、これを市民に提供するものとする。

2 署長等は、前項の事故が発生し、かつ、市民生活の安全を確保するために必要と認めるときは、速やかに事故概要を局長に報告するものとする。

第2節 在宅避難困難者の防火安全対策

(実態の把握)

第15条 署長等は、住宅火災その他の災害から在宅避難困難者の人命の安全を確保するため、その実態を把握しなければならない。

(防火安全指導の実施)

第16条 署長等は、在宅避難困難者及び在宅避難困難者世帯の居住者に対し、防火安全指導を計画的に実施しなければならない。

2 前項の場合において、署長等は、出火及び人命の危険が特に高いと認めるときは、危険排除のために必要な措置をとらなければならない。

(指定区域の防火安全指導)

第16条の2 署長等は、管内の状況から必要と認めるときは、特に区域を指定し、重点指導項目を定めて、防火安全指導を実施するものとする。

(防火安全指導の結果報告)

第17条 署長等は、防火安全指導を実施したときは、その結果を別に定めるところにより処理し、定期的に局長に報告しなければならない。

(通報体制等の確立)

第18条 署長等は、在宅避難困難者及び当該在宅避難困難者の関係者に対し、出火防止対策及び住宅火災その他の災害が発生した場合における通報、避難及び救出の体制を確立するよう指導するものとする。

2 署長等は、民生委員、老人福祉員、ホームヘルパーその他在宅避難困難者と接する機会の多い者に対し、当該在宅避難困難者の居住する住宅等において、出火防止対策に係る助言及び火災その他の災害が発生した場合における通報、避難及び救出の体制の確立について支援するよう指導するものとする。

(地域の協力体制の確立)

第19条 署長等は、在宅避難困難者が居住する住宅等の近隣者及び当該在宅避難困難者が居住する地域の自主防災組織に対し、住宅火災その他の災害が発生した場合における当該在宅避難困難者の避難及び救出の体制を確立するよう指導するものとする。

2 署長等は、地域包括支援センターその他在宅避難困難者と接する機会の多い事業者に対し、在宅避難困難者の居住する住宅等において、出火防止対策に係る助言及び火災その他の災害が発生した場合における通報、避難及び救出の体制の確立について支援するよう指導するものとする。

(在宅避難困難者に係る火災等の報告)

第20条 署長等は、在宅避難困難者の居住する住宅等において、火災が発生したとき又は防火及び防災に係る安全対策を講じる必要があると認める事案が発生したときは、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。

第3章 地域における市民生活の安全確保

第1節 自主防災組織

(自主防災組織の設置等)

第21条 局長等は、自主防災組織の設置、育成及び指導に努めるものとする。

2 署長等は、自主防災組織の設置、変更等に関する情報を入手したときは、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。

(自主防災組織の災害に対する対応力)

第22条 局長は、自主防災組織の器材等の充実その他の方法により、災害に対する対応力の確保に努めるものとする。

2 署長等は、あらゆる機会を捉えて自主防災組織の災害に対する対応力の向上を図るとともに、自主防災組織に対し、器材等の充実について指導するように努めなければならない。

(自主防災組織に対する支援)

第23条 署長等は、自主防災組織に対し、当該自主防災組織が定めている防災計画の運用に関し支援するように努めなければならない。

(育成指導の結果処理)

第24条 署長等は、自主防災組織に対する育成及び指導を行ったときは、その結果を別に定めるところにより処理し、適正に管理しなければならない。

第2節 地域の災害協力

(自主防災組織と事業所との災害協力)

第25条 署長等は、管内の自主防災組織及び事業所に対し、防火及び防災に係る連携及び相互支援について指導するように努めなければならない。

2 署長等は、管内の自主防災組織と事業所との防火及び防災に係る連携及び相互支援に関する情報を入手したときは、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。

(市民団体等の災害協力)

第26条 署長等は、管内の市民団体等に対し、自主防災組織との防火及び防災に係る連携について指導するように努めなければならない。

第3節 地域ぐるみの防火及び防災対策

第27条 局長は、木造住宅及び袋路地が存する地域の防火及び防災に係る対策を推進するものとする。

2 署長等は、管内の木造住宅及び袋路地が存する地域の実態を把握するとともに、自主防災組織、関係機関等と連携を図り、地域ぐるみの防火及び防災対策を推進するものとする。

第4章 防火防災教育訓練

第1節 防火防災教育訓練の推進

(推進事項)

第28条 局長は、市民の防火及び防災の意識及び実践的な行動力を向上させるとともに、市民自らが火災その他の災害から被害を軽減することができるようにするため、防火防災教育訓練の推進事項等を定めるものとする。

(計画の樹立等)

第29条 署長等は、年度ごとの防火防災教育訓練の計画を樹立し、防火防災教育訓練を実施

するものとする。

- 2 署長等は、別に定める防火防災教育訓練を実施するときは、あらかじめその旨を局長に報告しなければならない。

(関係機関との調整)

第30条 署長等は、関係機関と連携して防火防災教育訓練を実施するときは、当該防火防災教育訓練の対象、種別、内容等について、当該関係機関と十分な調整を図るものとする。

(幼年及び少年への防火防災教育訓練等)

第31条 局長等は、幼年及び少年を対象とした防火防災教育訓練に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 局長等は、前項に規定する防火防災教育訓練を充実させるため、学校等の関係者の防火及び防災に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

(京都市ジュニア消防団)

第32条 局長等は、京都市ジュニア消防団(消防団活動の体験その他地域に密着した防火及び防災活動を通じて、将来的に地域防災を担うことのできる人材を育成するために組織された団体をいう。)の育成に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 京都市ジュニア消防団について必要な事項は、別に定める。

(防火防災教育訓練の結果処理)

第33条 署長等は、防火防災教育訓練を実施したときは、その結果を別に定めるところにより処理し、適正に管理するものとする。

第2節 防火防災教育訓練の施設及び器材

(京都市市民防災センター等の活用)

第34条 署長等は、防火防災教育訓練を実施するときは、京都市市民防災センター、京都市消防活動総合センター、起震車等を活用するように努めなければならない。

(器材の活用)

第35条 署長等は、自主防災組織に対し、防火防災教育訓練を実施するときは、当該自主防災組織が使用することができる器材等を効果的に活用するものとする。

第3節 安全管理

第36条 署長等は、防火防災教育訓練を実施する場合において、市民等の安全管理の徹底を図るため、その都度別に定めるところにより安全管理責任者を指名するものとする。

- 2 前項の安全管理責任者は、防火防災教育訓練の環境、参加者の行動、器材等の使用状況等を把握するものとする。この場合において、安全管理責任者は、危険を予知したときは、直ちに防火防災教育訓練の制止、指導等必要な措置を講じ、安全の確保に努めなければならない。

第5章 雑則

(市民生活の安全に関する調査及び研究)

第37条 局長等は、防火及び防災に係る市民生活の安全に関し必要と認める事項について、調査及び研究を行うものとする。

(施行の細目)

第38条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日京都市消防局訓令乙第7号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第19号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日京都市消防局訓令乙第12号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。